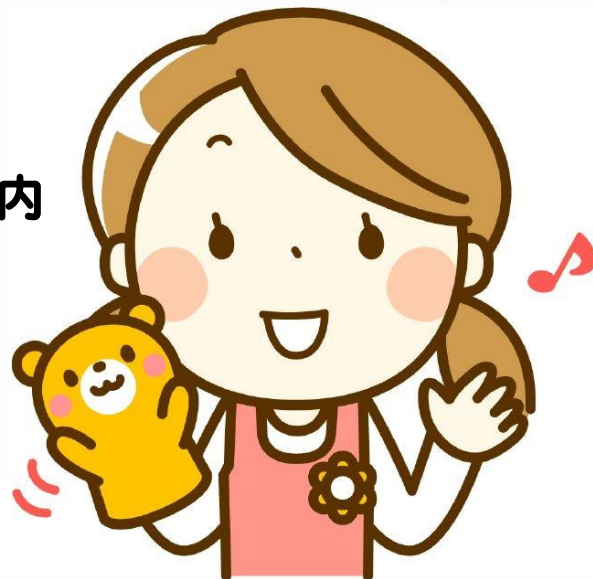


平成29年度保育士就職支援金貸付事業

保育補助者雇上費貸付の ご案内

貸付額：年額**2,953,000**円以内

条件を満たせば
全額返還免除



この貸付事業は、保育士資格を持たない保育士の補助者（※保育補助者）を行う方の雇上げに必要な費用を貸付けることにより、保育人材の確保及び保育士の業務負担を軽減することで保育士の労働環境を良くすることを目的としています。

【※保育補助者とは】

保育士資格を目指す方で、子育て支援員研修など保育に関する一定の研修を受講している方及び受講予定者、又はそれと同等以上であると認める方となります。

貸付対象者

以下のいずれかの要件を満たす施設又は事業所

1 平成28年10月11日以降に、保育補助者の雇上げを行う以下の施設又は事業者

- ①保育所及び幼保連携型認定こども園
- ②小規模保育事業
- ③事業所内保育事業
- ④企業主導型保育事業

2 山口県が適当と認める施設又は事業所（注：地方公共団体が運営するものを除く。）

貸付の内容

- 1 貸付額：1施設又は事業所あたり年額2,953,000円以内（無利子）
- 2 貸付期間：新たに保育補助者を雇上げた時から、3年間以内
- 3 貸付方法：貸付決定額を年2回に分けて振り込みます。

※貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設又は事業所において、貸付により2人以上の保育補助者を雇い上げる場合、年間2,215,000円以内を加算し、貸付額を年額5,168,000円以内とすることができるものとする。（貸付に当たっては、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の対象となる費用、企業主導型保育事業費補助金において当該補助金の対象となる費用を除きます。）

貸付金の返還免除



★全額免除

- 県内の保育所等において、保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付期間（3年以内）に保育士資格を取得したとき又は貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるとき、その他これに準ずるものとして山口県が認めるとき。
- 業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。（注：事由により一部免除となりうる場合があります。）

★一部免除

保育所等に1年以上継続して従事し、全額免除に該当しない場合、その勤務期間に応じて一部免除されることがあります。

貸付金の返還

次の場合は、貸付額を返還していただくこととなります。（返還する金額は、継続して従事された期間等の状況によって一部が免除される場合があります。）

- 保育士就職支援金の貸付を解除されたとき。
- 保育補助者が期間内等に保育士の資格を取得できないとき。



貸付金の返還方法等

返還期間は、返還事由が生じた日の属する月の翌日から起算して貸付を受けた期間の2倍の期間以内です。返還方法は、月賦の均等払いによります。繰り上げ返還や一括返還もできます。

※債務償還の猶予について…災害、疾病その他やむを得ない事由があるときは、履行期限の到来していない債務の償還を猶予できます。

貸付金の申請手続き方法

山口県福祉人材センターへ申請してください。なお、貸付内容や条件等の詳細は、山口県社会福祉協議会 山口県福祉人材センターのホームページにてご案内しています。なお、申請様式等はホームページよりダウンロードしてください

募集期間

平成29年7月21日（金）から平成30年1月31日まで（水）



問い合わせ先・申請先

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 山口県福祉人材センター
保育士就職支援金貸付担当
〒753-0072 山口県山口市大手町9-6
☎ 083-922-6200

- 申請方法や申請書類の様式は山口県福祉人材センターのホームページにてご確認ください。
ホームページ <http://www.yamaguchikensyakyo.jp/jinzaicenter/>

山口県福祉人材センター

検索